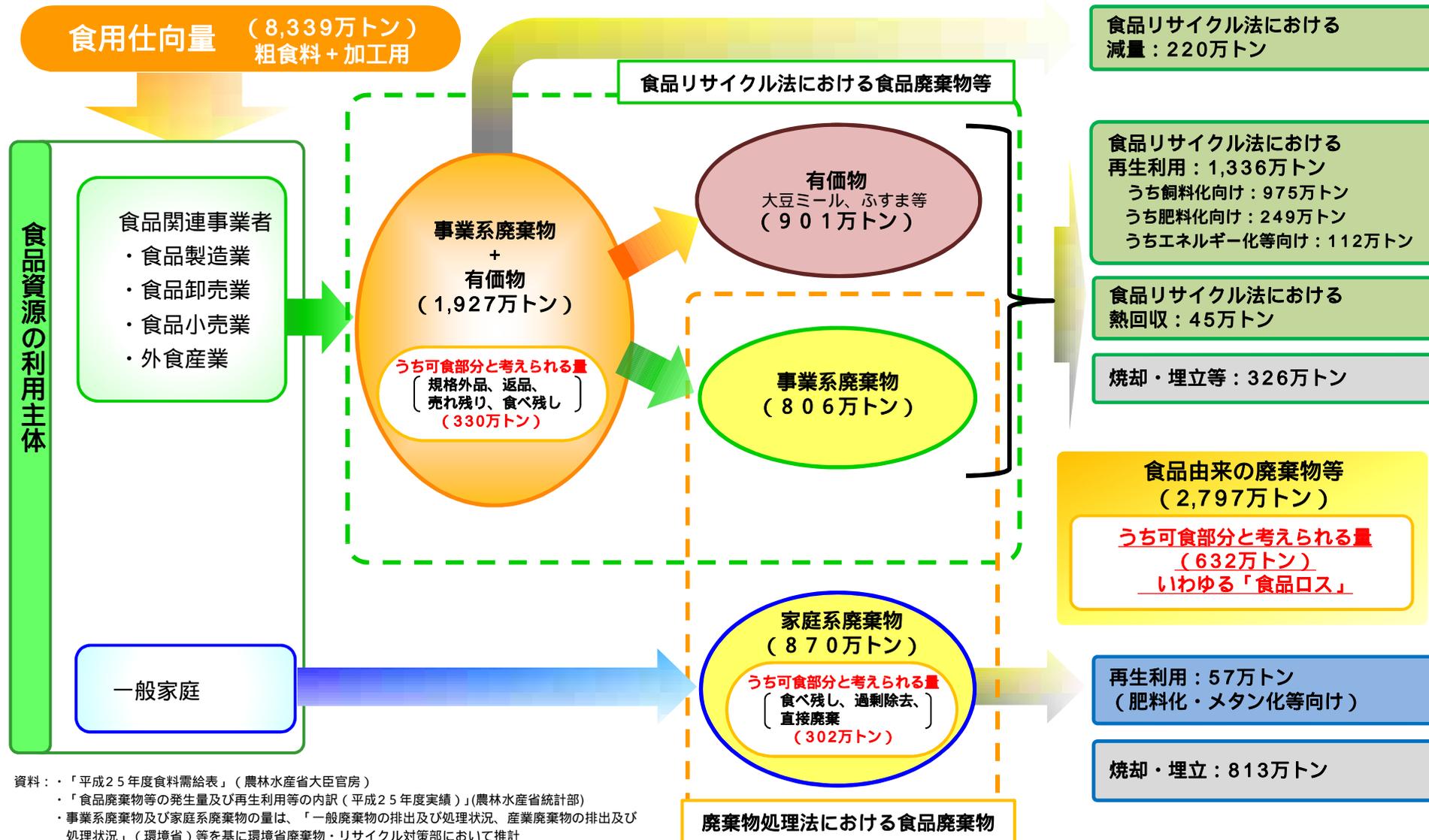


● 食品廃棄物等の利用状況等（平成25年度推計）＜概念図＞



資料：・「平成25年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）
 ・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成25年度実績）」（農林水産省統計部）
 ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
 ・「平成27年度食品循環資源の再生利用等に関する実施状況調査等業務報告書」（環境省請負調査）

注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
 ・ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。